**○国土交通省告示第七百十九号**

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年五月十七日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第3165号 | 荷役ホース | タイプⅠ | 株式会社明治ゴム化成 | 東京都新宿区西新宿七丁目22番35号 |
| 第3166号 | 〃 | タイプⅡ | 〃 | 〃 |
| 第3299号 | 〃 | タイプⅢ | 〃 | 〃 |
| 第3300号 | 〃 | タイプⅣ | 〃 | 〃 |
| 第3301号 | 〃 | タイプⅤ | 〃 | 〃 |
| 第3302号 | 〃 | タイプⅥ | 〃 | 〃 |
| 第3303号 | 〃 | タイプⅦ | 〃 | 〃 |
| 第3560号 | 〃 | タイプⅧ | 〃 | 〃 |
| 第3561号 | 〃 | タイプⅨ | 〃 | 〃 |
| 第3562号 | 〃 | タイプⅩ | 〃 | 〃 |

**○関東地方整備局告示第三百二十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十号 | 大月市富浜町宮谷字藤沢九九番六から同市富浜町宮谷字藤沢六九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年七月十一日

**○関東地方整備局告示第三百二十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十二号 | 甲斐市名取字下河原三六六番三から同市名取字下河原三七二番一まで | 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年七月十一日

**○関東地方整備局告示第三百二十八号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

| 一 | 登録番号 | 関東地方整備局長　2 |
|---|---|---|
| 二 | 登録建築物調査機関の名称 | 株式会社　神奈川建築確認検査機関 |
| 三 | 住所 | 神奈川県相模原市南区相模大野三丁目3番1―501号 |
| 四 | 変更する年月日 | 平成二十五年七月一日 |
| 五 | 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地 | 株式会社　神奈川建築確認検査機関本社　神奈川県相模原市南区相模大野三丁目3番1―501号<br>株式会社　神奈川建築確認検査機関相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目8番10号<br>株式会社　神奈川建築確認検査機関川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町915番地<br>株式会社　神奈川建築確認検査機関横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57番地<br>株式会社　神奈川建築確認検査機関東京西支店　東京都八王子市中町5番1号 |

# 人事異動

## 農林水産省

（大臣官房統計部統計企画管理官）農林水産事務官　上田　弘

大臣官房評価改善課長に配置換する（東海農政局経営・事業支援部次長）同　片桐　薫

大臣官房統計部統計企画管理官に配置換する（人事院人材局官民交流派遣専門員）人事院事務官　佐南谷英龍

農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる（中国四国農政局消費・安全部次長）農林水産事務官　渡邉　宏樹

消費・安全局表示・規格課付に配置換する（大臣官房評価改善課長）同　三浦　正充

人事院に出向させる（消費・安全局表示・規格課付）同　渡邉　宏樹

消費者庁に出向させる（大臣官房統計部管理課長）同　神山　修

（生産局畜産部畜産企画課畜産環境・経営安定対策室長）農林水産技官　磯貝　保

辞職を承認する（各通）（以上七月一日）

（食料産業局長）農林水産事務官　針原　寿朗

（同）小林　裕幸

消費・安全局長に配置換する（大臣官房総括審議官）同　山下　正行

食料産業局長に配置換する（大臣官房生産振興審議官）農林水産技官　雨宮　宏司

農林水産技術会議事務局長に昇任させる（大臣官房国際部長）農林水産事務官　松島　浩道

大臣官房総括審議官に昇任させる（大臣官房審議官兼経営局）同　佐々木康雄

東北農政局長に配置換する（消費・安全局長）同　藤本　潔

関東農政局長に配置換する（復興庁統括官付参事官）復興事務官　田野井雅彦

農林水産技官（中国四国農政局長）に昇任させる（農村振興局整備部長）農林水産技官　小林　祐一

農村振興局次長に配置換する（大臣官房参事官）農林水産事務官　大澤　誠

大臣官房国際部長に配置換する（農村振興局整備部設計課長）農林水産技官　室本　隆司

農村振興局整備部長に昇任させる（農林水産技術会議事務局研究総務官）同　西郷　正道

大臣官房生産振興審議官に配置換する